

意見書

平成21年7月15日

総務省情報通信国際戦略局

情報通信政策課 法体系ご担当様

〒860-8522

くまもとしよやすまち7ばんち
熊本市世安町7番地

かぶしきがいしゃくまもとけんみんてれび
株式会社熊本県民テレビ

(代表者) 代表取締役社長 にしのまさお 西野正夫

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」
に関し、別紙とおり意見を提出します。

なお、本件に関しお問い合わせをいただく場合は、下記担当にご連絡ください。

通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申案への意見

項目	意見
<p>2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化 ①電波利用の柔軟化</p>	<p>放送は、国民生活への影響が大きいことから、地上テレビ放送事業者は、社会的使命を自覚し、その責務を果たしてきた。 電波利用の柔軟化をすすめるにあたっては、放送と通信の社会的機能を十分に踏まえた上で、国民生活に影響がないように制度を整備していただきたい。</p>
<p>②ホワイトスペースの活用</p>	<p>放送の本来の業務に影響や不利益が生じないように制度整備をしていただきたい。</p>
<p>3. 伝送サービス規律 (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保</p>	<p>放送の社会的責務により、事故防止の取り組みは、常に行っているものである。 また、経営環境が厳しい中、デジタル化を最優先にすすめ、デジタル設備の整備に全力を傾注している。このデジタル設備は、高い安全性・信頼性を確保したシステムである。 デジタル化に影響を及ぼすような新たな負担を課すことにならないように配慮していただきたい。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (1) メディアサービスの範囲</p>	<p>メディアサービスの範囲を「放送」に止め、その概念・名称を維持することに賛成である。国民に広く根付いている「放送」の理念と名称を法律の中に明記していただきたい。</p>
<p>(3) 具体的規律 ①一定の放送を確保するための規律</p>	<p>これまで地域免許制により、ローカル放送事業者は、災害等の報道で、地域住民の安全と生命を守る責務を果たすとともに、地域情報の発信で、地域文化の維持、地域経済の活性化、さらには郷土愛の醸成等、地域住民と地方ならではの関係を築いてきた。放送対象地域拡大の検討にあたっては、こうした地域の実情を十分理解したうえで、ローカル放送事業者の意見を取り入れていただきたい。</p>

項目	意見
②業務開始の手続き	<p>今後の経営環境の変化によっては、経営の選択肢が拡大するものと思われる。</p> <p>しかし、災害等の有事における迅速な報道は、放送の送出に至るまでの設備を所有しているからこそ、住民の安全と生命を守るための情報提供が可能となるものである。こうした放送の社会的責務を考慮のうえ、制度設計をお願いしたい。</p> <p>また、放送施設と放送業務の一致を選択した放送事業者の希望が優先されるよう、法律に明記していただきたい。</p>
③番組規律	<p>これまでも、放送事業者としての社会的責務を自覚し、また、視聴者の立場を考慮し、番組規律を維持してきた。</p> <p>今後も、放送の自主自立の原則の下、放送事業者自らが、番組規律を維持していくべきである。</p> <p>番組種別の放送時間、分類に関する考え方の公表は、慎重に対応していただきたい。</p>
⑤再送信制度のあり方	<p>難視聴解消の目的以外の有線テレビジョン放送は、事業体として確立され、収益を上げているので、「大臣裁定制度」は廃止し、民間同士の交渉に委ねるべきである。</p>